

—申請書の記入に際しての注意点—

■許可・変更・継続許可申請（正・副それぞれの共通事項）…[様式第3号]			
	新規許可申請	変更許可申請	継続許可申請
1 許可の種類	新規・変更・継続のうち該当項目にチェックをしてください。		
2 表示(設置)場所	表示場所の地番または所在地を記入してください。		
3 条例上の地域区分	表示(設置)場所の地域区分にチェックしてください。 検索は彦根まっぴへ (http://www2.wagmap.jp/hikone/Portal)		
4 都市計画法で定める地域地区の区分	表示(設置)場所の都市計画法で定める地域地区に○印をしてください。 検索は彦根まっぴへ (http://www2.wagmap.jp/hikone/Portal)		
5 種類	該当項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 種別による種類：自家用・非自家用・その他 <input type="checkbox"/> 構造または仕様における種類：広告板・立看板・電光表示板・投影広告 <input type="checkbox"/> 設置場所による種類：屋上・壁面・突出・野立・禁止物件添加		
6 規模および数量等	別紙一覧表のすべての項目に記入してください。それぞれを番号で表すなどし、写真および図面と対比できるようにしてください。		
7 表示(設置)期間	広告物の種類によって許可期限に違いがありますので、「申請手数料」の表をご確認ください。 例：広告板・広告塔 3年以内 電柱広告・貼り札 1年以内 立看板・広告旗 6月以内 貼り紙・広告幕 2月以内		
8 建築基準法による工作物の確認	高さ4mを超える場合は、工作物の確認申請が必要です。 なお、確認申請より前に屋外広告物の許可を受けてください。		
9 道路法による道路の占用許可	道路上または道路上空に広告物を設置する場合は、事前に道路管理者から占用許可を受けてください。変更・継続の場合も占用許可（継続等）が必要です。		
10 道路交通法による道路の使用の許可	道路または上空に広告物を設置するために道路上で設置作業を行う場合は、所轄警察署に対して道路使用許可を受けてください。		
11 土地(建物)所有者等の承諾	該当項目にチェックしてください。賃貸借契約書等の写しは不要です。		
12 管理者	広告物を管理者する者を必ず定めてください。 また、日常的な管理を可能とするため県内もしくは以下の近隣府県に住所、事務所もしくは事業所を有す者を定めてください。 （福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県） ※本規定は令和10年（2028年）4月1日以降に許可申請をするものに適用されます。		
13 工事施工者	工事施工者に関する必要事項を記入してください。 ただし、屋外広告物の施工は、滋賀県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けた者でなければできません。 滋賀県屋外広告業登録簿はこちら https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/303422.html		
14 写真貼付欄	設置場所の様子を写した写真を添付。 (別紙添付可)	変更する広告物の様子を写した写真を添付。 (別紙添付可)	継続する広告物の現在の様子を写した写真を添付。 (別紙添付可)

15 許可番号等	—	許可期間中の許可書の内容を記入してください。	許可期間中の許可書の内容を記入してください。
----------	---	------------------------	------------------------

■安全点検調書…[様式第6号]

継続許可申請のみ	
許可年月日等	許可期間中の許可書の内容を記入してください。
点検年月日	点検日を記入してください。
作成者	<p>点検を行う者を記載してください。</p> <p>ただし高さ4mを超える広告物がある場合は、以下のいずれかの資格を保有している者が点検を行う必要があります。資格所の写しを添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告士※</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習者修了者※</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者(広告美術仕上げに係る)</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者(広告美術仕上げに係る)</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法に基づく職業訓練者(広告美術仕上げに係る)</p> <p><input type="checkbox"/> 一級・二級建築士</p> <p><input type="checkbox"/> 建築基準法第12条の2第1項の規定に基づく建築物調査員</p> <p>※4mを超える広告物が、通行量が多い地域(用途地域が商業地域で容積率400%以上かつ道路内または道路境界から水平距離2m以内の地域)にある場合、屋外広告士または屋外広告物点検技能講習修了者のどちらかが点検を行う必要があります。</p> <p>なお高さ4m以下の広告物については、以上の有資格者もしくは管理者が点検を行ってください。</p>
点検項目	各点検項目における異常有無を確認してください。異常項目については、改善内容を記載してください。

■住所氏名変更届…[様式第4号]

表示者(申請者)または管理者の変更がある場合は、すみやかに「住所氏名変更届出書」を提出してください。

許可日等	許可期間中の許可書の内容を記入してください。
変更事項	表示者(申請者)または管理者の変更欄に必用事項を記入してください。
変更理由	変更の理由を簡潔に記載してください。

■屋外広告物除却届書…[様式第7号]

許可を受けた屋外広告物を撤去した場合は、除却した日から10日以内に「屋外広告物除却届書」を提出してください。

許可日等	<p>除却した広告物の許可内容を記入してください。</p> <p>また、本届出に併せて除却が完了した状況写真を添付してください。</p>
除却の範囲	1つの許可における屋外広告物をすべて除却した場合は全部、一部のみを除却した場合は一部をチェックしてください。